

平成 30 年度第 2 次補正予算

小規模事業者持続化補助金

公募開始のお知らせ

小規模事業者が、商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、それに基づいて実施する地道な販路開拓等に取り組む費用の 2/3 (上限 50 万円) を補助するものです。

補助対象 事業

- ◇作成した経営計画に基づいて実施する販路開拓等の事業であること。
- ◇商工会の支援を受けて取り組む事業であること。

補助対象 事業者

卸売業・小売業	常時使用する従業員 5 人以下
サービス業(宿泊・娯楽業以外)	常時使用する従業員 5 人以下
サービス業(宿泊・娯楽業)	常時使用する従業員 20 人以下
製造業・その他	常時使用する従業員 20 人以下

受付期限 及び 注意事項

【商工会への提出締切】

1 次締切 令和元年 6 月 2 1 日 (金)

2 次締切 令和元年 7 月 1 9 日 (金)

- ◇申請に際しては、商工会が作成する「事業支援計画書」(様式 4)が必要です。
- ◇作成には一定の日数がかかりますので、お早めにご相談下さい。
- ◇その他、法人は履歴事項全部証明書等、個人は税務署の受領印(電子申告は送信記録)のある確定申告書の写し等が必要です。

取組み 事例

- ◇店舗改装(小売店の陳列レイアウト改良や飲食店の店舗改修など。新築、増築は不可。)、販路開拓のためのホームページの構築、販促用チラシの作成・配布、商談会・見本市への出展…etc.

詳しいことは、和泊町商工会

(TEL 92 - 0148) へお尋ね下さい。